

横断型基幹科学技術研究団体連合
臨時総会 議事録

日時：2003年12月1日(月)14:00～14:50

場所：学士会館 本館210号室(東京都千代田区神田錦町3-28)

出席者：(敬称略)

会長：吉川弘之

副会長：木村英紀

理事：木下源一郎、今野 浩、館 暲、千原國宏、出口光一郎、土井美和子

監事：岩橋良雄、河野宏和

代議員：15名

椿 広計(応用統計学会)、小畑秀文(計測自動制御学会)、中山慶子(社会・経済システム学会)、板生 清(精密工学会)、岸本一男(日本応用数理学会)、道家暎幸(日本計算機統計学会)、太田敏澄(日本社会情報学会)、村瀬治比古(日本植物工場学会)、原田 昭(日本デザイン学会)、竹村彰道(日本統計学会)、館 暲(日本バーチャルリアリティ学会)、飯塚悦功(日本品質管理学会)、安岡善文(日本リモートセンシング学会)、吉川恒夫(日本ロボット学会)、芦田 章(文理シナジー学会)

委任状提出のあった代議員：13名

山田善靖(経営情報学会)、山本 裕(システム制御情報学会)、藤本英雄(スケジューリング学会)、眞鍋龍太郎(日本オペレーションズ・リサーチ学会)、宇井徹雄(日本経営工学会)、松丸正延(日本経営システム学会)、登坂宣好(日本計算工学会)、山崎 憲(日本シミュレーション学会)、木村忠正(日本信頼性学会)、廣田 薫(日本知能情報ファジィ学会)、佐々木 健(日本時計学会)、西田正吾(ヒューマンインタフェース学会)、吉澤 正(プロジェクトマネジメント学会)

オブザーバ：(各団体代表1名を抜粋)

会員：

応用統計学会 会長・佐藤義治、計測自動制御学会 会長・小野博信、システム制御情報学会 会長・千原國宏、社会・経済システム学会 会長・津田直則、精密工学会 事務局長・岡部信夫、日本応用数理学会 会長・松宮 徹、日本オペレーションズ・リサーチ学会 事務局長・藤木秀夫、日本経営工学会 会長・黒田 充、日本計算機統計学会 事務局・田澤 司、日本計算工学会 会長・大坪英臣、日本シミュレーション&ゲーミング学会 会長・新井 潔、日本社会情報学会 会長・太田敏澄、日本デザイン学会 会長・原田 昭、日本時計学会 会長・板生 清、日本バーチャルリアリティ学会 会長・原島 博、日本品質管理学会 会長・飯塚悦功、日本リモートセンシング学会 会長・安岡善文、日本ロボット学会 会長・吉川恒夫、ヒューマンインタフェース学会 会長・吉川榮和、プロジェクトマネジメント学会 会長・河合輝欣

新会員候補：

可視化情報学会 副会長・山本勝弘、研究・技術計画学会 庶務理事・旭岡勝義、地域安全学会 事務局長・宮本英治、日本コンピュータ化学会 事務局・長嶋雲兵、日本数理科学協会 事務局・石原忠重

その他の団体：

形の科学会 事務局長・松浦 執、環境システム計測制御学会 総務委員長・鈴木一如、情報文化学会 会長・片方善治、人体科学会 会長・春木 豊、日本コミュニケーション学会 会長・北出 亮、日本医学哲学・倫理学会 事務局長・尾崎恭一

事務局：井上雄一郎

議題：

1. 定足数確認
2. 第一号議案 新会員加盟承認
3. 第二号議案 規約一部改正審議
4. 活動現況報告

議事：

1. 定足数確認

代議員総数 30 名のうち、出席 15 名、委任状提出のあった欠席者 13 名であることから有効出席数 28 名となり、本総会の有効成立が確認された。開会にあたり議長・吉川会長より挨拶があった。

2. 第一号議案 新会員加盟承認

次の 8 団体からの入会申込みについて一括審議され、満場一致で加盟が承認された。

- (1) オフィス・オートメーション学会
 - (2) 可視化情報学会
 - (3) 研究・技術計画学会
 - (4) 地域安全学会
 - (5) 日本コンピュータ化学会
 - (6) 日本数理科学協会
 - (7) 日本生物工学会
 - (8) 日本バイオメカニクス学会
- (以上、団体名称五十音順)

3. 第二号議案 規約一部改正審議

会員の加盟、除名、および会費にかかわる規約の改定が提案され、本日付で改定、即日施行とすることが満場一致で承認された。具体的な改定は次の通り（下線部分を追加し、取消線部分を削除）。

(1) 第 18 条を追加：

第 18 条（文書による総会）特定の議題に限定して文書による賛否を問い、構成員の署名・捺印のある回答を以って総会議決に変えることができる。

2. 前項の文書による総会の定足数、決議は通常の総会に対する規定を準用する。

3. 文書による総会の結果は遅滞なく構成員に開示しなければならない。

(2) 第 18 条の追加に伴い、以降の条項の番号を 1 ずつ繰り下げる。

(3) 第 18 条に第 2 項を追加：

2. ただし会員加入期間が 6 ヶ月に満たない場合は前項の半額を当該年度の会費とする。

(4) 第 27 条の文言を修正：

第 27 条（加盟）横幹連合への新規加盟は、総会の 2/3 以上の賛成をもって総会で承認されなければならない。申請団体は、総会にて正式承認されるまでの期間、オブザーバとして活動することができる。

(5) 上記(1)～(4)の改定に伴う追記：

(ア) 2003 年 12 月 1 日改定

(イ) 付則 この規約の変更は平成 15 年 12 月 1 日より施行する。

4. 活動現況報告

横断型基幹科学技術研究団体連合の組織の説明、これまでの活動状況と今後の活動について報告がなされた。

- ・各委員会の活動状況報告
- ・横幹技術推進協議会について（木村副会長）
- ・文部科学省 科学技術振興調整費 科学技術政策提言「横断型科学技術の役割とその推進」（関連事業）について（館理事）

以上